○大隅肝属広域事務組合職員の時差出勤に関する規程

令和４年３月29日

大隅肝属広域事務組合訓令第４号

大隅肝属広域事務組合職員の時差出勤に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、職員のワーク・ライフ・バランスの向上、公務能率の向上及び時間外勤務の縮減に資するため、職員の時差出勤に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において時差出勤とは、１日の勤務時間を変更せず、始業若しくは終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることにより大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第２条において例によるとされている鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第40号。以下「規則」という。）第３条に規定する勤務時間及び規則第６条に規定する休憩時間を変更して勤務することをいう。

（時差出勤命令）

第３条　所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げる時間により、職員に対して時差出勤を命ずることができる。

(1) 職員が育児、介護その他の理由により時差出勤を申し出た場合であって、所属長が公務の運営に支障がないと認めたとき。

(2) 公務の運営上必要と認められるとき。

(3) その他管理者が特に必要と認めるとき。

２　所属長は、前項に規定する命令を行う場合は、当該勤務を要する日の前日までに時差出勤勤務命令簿（別記様式）により当該職員に明示しなければならない。

３　所属長は、本人の申し出があったとき又は公務の運営上支障がないときは、第１項の規定による時差出勤命令を変更し、又は取り消すことができる。

（その他）

第４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この訓令は、令和４年３月29日から施行する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><th>区分</th><th>勤務時間</th><th>休憩時間</th></tr>
<tr><td>Ａ型</td><td>午前７時から午後３時45分まで</td><td rowspan="4">午後０時から午後１時まで</td></tr>
<tr><td>Ｂ型</td><td>午前７時30分から午後４時15分まで</td></tr>
<tr><td>Ｃ型</td><td>午前８時から午後４時45分まで</td></tr>
<tr><td>Ｄ型</td><td>午前９時から午後５時45分まで</td></tr>
<tr><td>Ｅ型</td><td>午前10時から午後６時45分まで</td><td rowspan="2">午後２時から午後３時まで</td></tr>
<tr><td>Ｆ型</td><td>午前11時から午後７時45分まで</td></tr>
<tr><td>Ｇ型</td><td>上記に定める時間以外で、公務の運営上必要と認められる時間</td><td>勤務時間内の１時間
（休憩前後の勤務時間は
６時間以下とすること。）</td></tr>
</table>

別記様式（第３条関係）

時差出勤勤務命令簿

所属		職名・氏名	

所属長印	命令年月日	勤務区分	時差出勤事由	備考
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	
			□ 育児　□ 介護 □ 公務の運営（　　） □ その他（　　）	

※勤務区分欄は、Ａ～Ｇの記号を記入する。

※時差出勤事由は、該当する□にレ☑を記入する。

【勤務区分】

区分	勤務時間	休憩時間	区分	勤務時間	休憩時間
A 型	7：00～15：45	12:00～13:00	E 型	10：00～18：45	14:00～15:00
B 型	7：30～16：15		F 型	11：00～19：45	
C 型	8：00～16：45		G 型	A 型～F 型以外で、公務の運営上必要と認められる時間	勤務時間内の１時間
D 型	9：00～17：45				